

伊奈町新庁舎建設特別委員会

令和7年11月26日（水曜日）

1. 招集年月日

令和7年11月26日(水)

2. 場所

全員協議会室

3. 開会・閉会等時刻

◎開会 午後 3時00分
休憩 午後 3時01分
再開 午後 3時01分
休憩 午後 4時14分
再開 午後 4時15分
休憩 午後 4時19分
再開 午後 4時37分
休憩 午後 4時38分
再開 午後 4時38分
◎閉会 午後 4時39分

4. 出席委員名

委員長 青木久男

副委員長 川内雅人

委員 富井篤弥、仲島雄大、木俣美千代、高橋まゆみ、武藤倫雄、山野智彦、大野興一、佐藤弘一

議長 上野尚徳

5. 欠席委員氏名

なし

6. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 森田範仁 局長補佐 清野聡子

7. 説明のため出席した者の職・氏名

企画総務統括監 秋山雄一、教育次長 小林薫子、企画課長 佐藤亮太、企画課主幹 篠原愛、DX推進・新庁舎整備室長 瀬口悦史

開会 午後 3時00分

○青木久男委員長 おそろいようですので始めます。

朝から本会議初日、大変お疲れのところ新庁舎建設特別委員会、もう少しですのでお時間をいただきたいと思います。

ただいまから新庁舎建設特別委員会を開会いたします。

本日、町民の方から本委員会を傍聴したい旨、申出は今のところありません。伊奈町議会委員会条例第17条の規定に基づき、申出があった場合は許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木久男委員長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議事に入る前にお諮りします。伊奈町議会委員会条例第26条の2の規定により、参考人の出席を求め意見をお聞きしたいと思います。

なお、参考人におかれましては、説明のための電子機器の持込みを許可したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木久男委員長 異議なしと認め、参考人の出席を許可することに決定いたします。

それでは、ここで参考人の入席をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時01分

○青木久男委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

参考人として、株式会社山下PMC、稲津知幾氏、同じく小倉哲氏にご出席いただきました。ご意見をお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、参考人は、質疑に対して発言する際は、必ず挙手をして指名されてからご発言ください。また、発言の際は、その都度冒頭に会社名及び氏名を述べてご発言いただくようお願いいたします。また、委員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、議事に入ります。

1、進捗状況について、執行部よりお願いします。

DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 DX推進・新庁舎整備室の瀬口でございます。

本日も青木委員長、川内副委員長、委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、現在の新庁舎整備に関する進捗状況等ご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

初めに、次第2、議事、(1)進捗状況についてでございます。

資料1ページ、1、進捗状況についての表をご覧ください。

進捗状況の表でございますが、グレーの網かけ部分は前回の特別委員会から既に実施済みのもので、網かけのない部分につきましては、これから行う予定のものとなっております。

定例的な会議以外には、令和7年10月15日に桶川市、北本市の庁舎を視察しております。

11月4日には、新庁舎建設地の仮囲いの拡張工事に着手しております。11月21日には、新庁舎で使用する横瀬町産木材に関する打合せを実施いたしました。

今後の会議や事業等の予定でございますが、令和8年1月上旬に、各種申請手続きを含めた実施設計業務が完了予定でございます。令和8年1月16日に、本日もご案内を申し上げさせていただきました起工式ですね、こちらを開催いたしまして、その後新庁舎、別棟の工事に着手の予定でございます。

このほか、前回委員会から大きく変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

このほか、随時必要に応じて各種会議の開催、視察等を実施する予定ではございます。

進捗状況についての説明は以上でございます。

○青木久男委員長 ただいまの報告についてご質問等はございませんか。

[発言する人なし]

○青木久男委員長 発言がございませんので、進捗状況についてはよろしいでしょうか。

[発言する人なし]

○青木久男委員長 次に、2、全体スケジュールについて、執行部よりお願いします。

DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 続きまして、次第2、議事、(2)全体スケジュールに

ついてでございます。

現時点での本事業の全体スケジュールとなっております。前回までにお示ししたスケジュールと変更ございませんので、今回も説明のほう省略させていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○青木久男委員長 ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 2の全体スケジュールの中で、各種申請期間等が年明けのところで完了という事になっていますが、この申請状況について、現状について確認させていただきたいんですけれども。どのような申請が申請中で、何が許可が下りているのかとかお願いいたします。

○青木久男委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 申請につきましては、主なものとしましては、開発の協議ですね、そちらが完了しております、現在建築確認の届出を進めているという、大きなものはそういった形になります。

以上です。

○青木久男委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 その建築確認も、予定どおり年明けには下りるという認識でよろしいのでしょうか。

○青木久男委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 手続は、設計を担当しております業者でやっておりますが、今のところ事業の遅れ等もないような感じで進んでいると伺っております。

○青木久男委員長 ほかに発言ございませんか。

〔発言する人なし〕

○青木久男委員長 発言がございませんので、全体スケジュールについてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○青木久男委員長 次に、3、前回（第28回新庁舎建設特別委員会）のご意見等について、執行部の説明をお願いいたします。

DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 続きまして、次第2の議事の3ですね、前回のご意見

等についてでございます。

前回の委員会では2つのご意見を頂戴いたしました。初めに、意見の①でございます。南面のガラスから傍聴席まで採光を確保できるとのことだが、議場の天井高は。また、議長席のハイバックは採光の妨げにならないかというご意見をいただきました。

こちらについての回答でございますが、議場の天井の最低の高さは約3.4メートルでございます。最高部分は約5.7メートルとなっております。ハイバックの影響につきましては、冬の南中高度ですね、そちら太陽が一番低いところでございますが、そちらが図示したとおりの角度になる予定というか、そういう予想になっておりまして、傍聴席等のところに影が差し込むような形にはならない予定でございます。

また、室内照明もでございますので、曇りの日や夕方でも議場の明るさ等に影響はないということを確認はさせていただいております。

次に、ページをめくっていただきまして、資料4ページになります。

意見の②でございます。災害時に停電となった場合、傍聴者は足元が見える状態で避難ができるか。

こちらの回答につきましては、消防法と建築基準法に基づきまして、非常灯・通路誘導灯、避難誘導灯がこちらのほう設置いたします。停電時には、非常用電源に切り替わり、下にあります図のとおり設置される予定の照明等で議場内が照らすものとなっておりますので、足元は見えるような状態で避難していただけるような設計とさせていただいております。

説明は以上でございます。

○青木久男委員長 ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 資料の4ページで、消防法と建築基準法に基づき各種非常灯設置されているということで、足元照らされているということなんですが、この両方の法律で示されている確保される照度というのは、普通に歩ける程度の照度を得られるものなのか、気をつけながら歩けば歩けるという程度のものなのか、この法律で定めている程度が分からないんですけども、基準が。お分かりになりましたら教えてください。

○青木久男委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 こちら、非常灯の基準の部分でございますが、一応LED灯を想定しております。2ルクス以上の照度を30分以上の間保てるような設置ということになっておりまして、足元を照らすという分には必要な部分の照度は確保できていると考

えております。

以上です。

○青木久男委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 この機器の画像見ますと、天井に配置する形になるかなと思うんですけども、天井高が平均3.5メートルということで、そこから2ルクスで照らした場合に足元が十分に照らせるものなのかどうかというのが少し疑問があるんですけども、いかがでしょう。

○青木久男委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 現状、設計で2ルクス以上ということで考えているんですけども、確かに天井の高さ等もございますので、その辺もし実際の建築とか、中の照明を造る段階の部分で照度が足りないような部分があれば、追加というのでも考えていく必要があるかなと考えております。

以上です。

○青木久男委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

以上です。

○青木久男委員長 ほかに発言ございませんか。

[発言する人なし]

○青木久男委員長 発言がございませんので、前回（第28回新庁舎建設特別委員会）のご意見等についてはよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

○青木久男委員長 次に、4、実施設計概要書（案）について、執行部の説明をお願いします。

DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 続きまして、議事4、実施設計の説明になっております。

こちらにつきましては、資料5ページをご覧くださいまして、昨年度作成いたしました基本設計を基に現在検討を進めているところでございますが、こちらが実施設計の概要案でございます。

初めに、5ページの右下のほうに目次がございます。大きく7項目に分かれております。

初めに、1、設計コンセプトでございますが、こちらにつきましては、新庁舎から伊奈の結び目となる拠点となっております。

次のページをご覧ください。

こちらにつきましては、基本設計からの変更等ございませんので、説明は割愛させていただきたいと存じます。

次に、7ページになります。

2、計画概要・案内図でございます。こちらにつきましては6項目に分かれておりまして、1、これまでの経緯、2、計画敷地概要、3、建築概要、4、設備概要、5、付近見取図、6、事業スケジュールとなっております。

こちらにつきましては、4つ目の項目に設備概要というのがございます。こちらにつきまして、電気設備、空気調和設備、給排水衛生設備の概要が新たに追加をさせていただいております。

このほかに大きな変更ございませんので、こちらの説明も割愛させていただきたいと存じます。

続きまして、資料8ページと9ページになります。

こちらなんですけれども、8ページが配置計画、9ページが全体構成・ゾーニング計画になりますが、こちらも基本設計から大きな変更ございませんので、説明のほう割愛をさせていただきたいと存じます。

次に、10ページの平面計画でございます。

各フロア図となりますが、階数ごとのフロア図になっております。建具の配置や家具等のレイアウトの表示ですね、こちらのほうは小変更させていただいております。基本設計概要書から変更になった部分につきましては、ページの下部のところに各フロアのイメージですね、そちら追加とさせていただいております。

以降のページにつきましては、基本設計から大きな変更ございませんので、説明等割愛させていただきたいと存じます。

お示ししています概要書以外の部分でございます。実施設計作成時に主な検討事項でございます。こちらの図面等にはないんですけれども、例えば業務継続計画、BCPの関係で、電源供給エリアとか電気の供給負荷、発電機回路の計画、停電時の水回り計画等、こちらを検討させていただいている部分がございます。

このほか、セキュリティー計画のほうも検討させていただきまして、監視カメラの位置や入退室管理設備及び出退勤管理設備、閉庁時のシャッターですね、シャッターエリアの計画等を検討しております。

このほか、外構計画といたしまして、外構、駐車場等の安全対策、一般駐車場、パーキング・パーミット、駐輪場の計画の決定、EV充電器の台数、あと雨水貯留の計画等について検討しております。サイン計画としまして、外構や建物内の案内サインのデザインや表記内容の検討を行っております。

このほか、図書館、観光協会が複合化されます。そちらの中の詳細な設計、それにつきまして所管課との打合せ、家具等の設計について、それ以外の部分につきましても、建具であるとか仕上げ材、遮音性能、トイレ防水性能、天井の階高整理等を進めて協議を進めてまいりました。

こちらを基に、令和8年1月から庁舎建設を進めていく予定でございます。

説明は以上でございます。

○青木久男委員長 ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

富井委員。

○富井篤弥委員 まず、7ページについて伺います。

電気設備の概要で、発電機設備というものがあるんですけども、こちら非常用発電機設備だと思われるんですけども、例えば災害等の際に所要電源が停電した際に、どの部分の電源を賄うのか伺えればと思います。

○青木久男委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 この非常用発電設備でございますが、連続運転72時間の部分となっているんですけども、館内全ての電力を賄うものではなくて、縮退運転といってエリアを絞って照明とか電源のコンセントの位置ですね、そういった部分を全力運転ではなくて少し必要なところに集中できるような形で考えておりますので、その辺の区分分けをさせていただいたというところで、設計のほうで検討させていただきました。

以上です。

○青木久男委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 となりますと、災害時いろいろあると思うんですけども、所要電源が停電した際に、状況に応じて電源を供給するようなそういう仕組みになっているような感じでしょうか。

○青木久男委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 委員おっしゃるとおりでございます。

○青木久男委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 この発電機設備について、設置場所について伺えればと思います。

○青木久男委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 図面でお話ししたほうがよろしいかと思しますので、11ページをご覧ください。

4階のフロアのところになるんですけども、ちょうど議場のフロアなんですけど、この左上に白いところがあるかと思えます。こちらがいわゆる3階の陸屋根部分になっておりまして、こちらに発電機とか空調の室外機等が上に乗るという形になっておりますので、こちらに配置をさせていただきます。

以上です。

○青木久男委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、同じく7ページなんですけれども、この災害時利用室というのが空調設備の中にあるんですけども、これはどのような用途で使われるものなのでしょうか。

○青木久男委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 こちら、空調も災害時全力運転というのがなかなか難しい状況等もございますので、優先的に、例えば3階でございます大会議室が災害対策本部になる予定でございます。

そのほかの機能の中核になるようなところについては、空調も非常時にもちゃんと効くような形で計画をしているところでございます。

以上です。

○青木久男委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 分かりました。ありがとうございます。

もう1点なんですけれども、給排水衛生設備の概要の中で、排水設備の中で緊急排水槽というものがあるんですけども、これはどのような用途でどちらに配置されるのでしょうか。

○青木久男委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 緊急用の排水槽なんですけれども、例えば下水道の管が破損してしまった場合、流せなくなってしまうという部分がありますので、敷地内に一時的に汚水、雑排水をためておけるピットを造っております。こちらにつきましては、別棟の地下部分でございますので、そちらで一定数の下水をためることができて、本管が損傷したという状況でも、トイレの使用が可能というような設計になっております。

以上です。

○青木久男委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 ありがとうございます。

以上です。

○青木久男委員長 ほかにございませんか。

山野委員。

○山野智彦委員 さっきの停電の関係なんです、今全国いろんなシステムということで、庁舎の中でサーバーとかコンピューター動かしていると思うんですが、停電時に瞬時にバックアップするような、バックアップというか電力のバックアップの切替えみたいなものというのは、今度の新庁舎ではあるんでしょうか。

○青木久男委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 まず、停電が起きると非常用発電機が起動するまでのタイムラグが多少あります。その間の電源のつなぎとしまして、UPSという無停電装置という、いわゆるバッテリーのような蓄電池のようなものが間に入っていますので、そちらのほう非常用発電が起動するまでの間は起動しますので、完全に電源が切れてしまうということはないような設計になっております。

○青木久男委員長 山野委員。

○山野智彦委員 ありがとうございます。

ちなみに、今それはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○青木久男委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 今のお話は、例えばサーバーの機器とかっていうことですと、その辺はしっかりUPSを配置して、非常時何かのアクシデントで電源が供給されなくなったとしても、バッテリーのほうで駆動して住民サービスのほうが提供できるような形に、現在もなっております。

○青木久男委員長 ほかにございませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 先ほど室長が列挙されていた、実施設計に当たって検討決定した事項、物すごくいっぱいあったと思うんですが、とても控え切れないので、非常用電源の供給エリアも含めて、先ほど列挙されたのを後ほど資料にして頂くことはできますか。

○青木久男委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 実施設計の書類が、多分いろんな図面とか電気とか設備とか、今検討したのが図面として出てくるんですけれども、その辺のご提供という形でもよろしいのでしょうか。それとも何かここが特に知りたいなみたいなところがもしあるのか、すみません、質問になっちゃって。

○青木久男委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 私なんかは、設計図書なんかあればぜひ欲しいんですけれども、それはそれとして、先ほど室長が列挙されていたところと、あと富井委員が質問されていた非常用電源の供給エリア、そういったもの先ほどの列挙の中にもあったかと思うんですが、先ほどの項目ぐらいのところでもまずは頂ければなと思うんですが。

○青木久男委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 お渡しさせていただきたいと思いますが、こちら期限がいつぐらいまでとかっていうのはございますでしょうか。

○青木久男委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 今会期中とかはいけますか。いければ。

○青木久男委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 現在、最終的に図面がまだ確定という状況ではない、検討の段階であれば今会期中にお出しすることはできるかと思います。

○青木久男委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 そのように、先ほど富井委員の質問にあった非常用電源の供給エリア、これだけ必須でお願いしてもよろしいでしょうか。お願いします。

○青木久男委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 かしこまりました。

○青木久男委員長 ただいま委員から資料等の提出願がありましたけれども、委員会に出していただきたいと思います。

ほかに発言等ございませんか。

仲島委員。

○仲島雄大委員 もっと早く聞いておけばよかったんですけれども、駐車場が結構広いじゃないですか。マンホールトイレとかということは考えてなかったですか。伊奈町って多分マンホールトイレ少ないんですよ。災害の拠点にはならないかもしれませんが。

○青木久男委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 マンホールトイレのお話なんですけれども、現状、前も一旦お話したかと思うんですけれども、庁舎自体は災害対策拠点という部分で考えていまして、トイレの部分、避難所と一体となる部分が大きいかなと思っていましたので、設計上は現状ございません。

ですが、トイレの事情というのはいろいろ過去の災害を見ても、非常に関心が高いところかと思っておりますので、例えば役場の近くですと伊奈中学校の駐車場のところですかね、体育館のところの駐車場に最近何基か設置されているかと思うんですが、やはり数はどうしても足りていないのだろうという部分ありますので、上下水道課と検討させていただいた上で、またそちらの整備計画等もありますので、そちらとの関係も含めて検討させていただければと思います。

以上です。

○青木久男委員長 仲島委員。

○仲島雄大委員 ぜひその辺のところは、トイレ問題ってやっぱり災害のときには一番問題になってくる部分で、食べるものは我慢できるけれどもトイレは我慢できないというのは、一番の大きな問題になっているものですから、その辺を申し訳ないですけれども検討いただいて、災害拠点という形かもしれませんけれども、町民の方が万が一のときに使えるような準備をしていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○青木久男委員長 ほかに質問ございませんか。

[発言する人なし]

○青木久男委員長 ないようでございます。

実施設計概要書（案）についてはよろしいでしょうか。

[発言する人なし]

○青木久男委員長 次に、5、その他に移ります。

執行部から連絡事項等ございますか。

DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 その他でお話しさせていただきたい事項なんですけれども、今新庁舎建設事業におけますインフレ条項の適用に伴います一般会計補正予算の追加のお願いになります。

本事業につきましては、令和6年9月18日の議決日を持ちまして本契約が成立しまして、

現在、本工事着工に向けて事業を進めているところでございます。昨今の物価高騰の影響によりまして、事業者から、令和6年9月から令和7年9月に係る物価等の上昇分につきまして、本契約の約款上に規定がございますインフレスライド条項の適用に係る協議の申入れについての打診がございました。このインフレスライド制度につきましては、伊奈町建設工事標準請負基準約款第26条の第6項に規定されております。工期内に急激なインフレーションにより資材や賃金の高騰がありまして、請負金額が上昇してしまったという場合につきまして、発注者と受注者との協議によりまして請負金額の変更ができるという制度でございます。今後、町と事業者とでその内容、金額等についてなんですけれども、協議を速やかに行いまして、調いましたら今議会に補正予算、こちらを追加で上程させていただきたいと存じます。当該補正予算を承認いただきました後、請負金額の変更に伴う仮契約を締結しまして、翌3月議会に変更契約の議案の承認をいただきたいものでございます。

続きまして、このスライド制度に関する説明につきまして、参考人として出席させていただいております本事業の支援事業者であります株式会社山下PMCよりご説明を申し上げたいと存じます。

資料14ページをご覧ください。

○青木久男委員長 株式会社山下PMC、小倉哲氏の発言を許可します。

○小倉 哲氏 株式会社山下PMCの小倉でございます。

説明をさせていただきます。

資料の14ページから、まず昨今の建設費高騰に伴う国の法制度などについての状況を説明させていただき、後半で先ほど説明のありましたスライド条項について簡単に説明させていただきます。

一連で説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○青木久男委員長 はい。

○小倉 哲氏 それでは、まず14ページでございます。

ここ数年、建設費の高騰というのがいろいろな報道でもなされているかと思えますけれども、令和4年に国土交通省から各自治体にこの14ページのような通知ですね、ここでは労務費、原材料費、エネルギーコストなどが上がった場合に、それを適切に請負代金や契約に反映させてくださいといった通知として書かれております。右側、赤線記載のとおり、労務費、原材料費、エネルギーコストなどに影響があった場合については、先ほど説明のありました公共工事標準請負契約約款第26条、いわゆるスライド条項といったものの適用について適切

に対応してくださいといったことが通知されております。

それに伴いまして、次の15ページが、昨年、建設業法、それから公共工事品質確保法等の法令などが改正されたものでございます。先ほどのインフレスライド条項については、大分以前から公共工事としては適応されていたんですけれども、ここ数年、物価上昇、特に建設費への反映が非常に急激な状況になっておりまして、どうしても建設作業員への労務費などのしわ寄せがいかないようにといったことで、国土交通省からもこういった法改正の制度が急激に行われているといったことでございます。

この15ページにつきましては、昨年法改正されたものになっておりまして、いわゆるこの担い手確保というのが、お聞き及びのとおり、建設作業員の高齢化であったり、入職者、新しく入る方が少なくなっているという中で、きちんと担い手を確保していこうといった形の中で、きちんとした魅力ある賃金を払っていくといった形での価格転嫁を行うために、スライド条項などについても適切に反映してほしいといった形での法改正がされております。

次の16ページが、その中で特に公共工事に関わる内容でございます。今までは、例えばインフレスライドなどについて、国のほうからインフレが激しいので進めてくださいといった通知が出される、一斉に配信される場合もあったんですけれども、昨今、なかなかもうそれが定常的な状態になってきてしまっているということもございまして、ここにあるように、いわゆる落札者、今回でいくといわゆる請負者ですね、ゼネコンから注文者、伊奈町に、例えばこの1年間でこれだけ労務費、資材などが上がっているといったことに対してそういった通知を行う、それによって契約金額の改定について協議の申入れというのがなされるといった形になります。

これらについて、右下に黄色いマーカーがつけられておりますけれども、こういった価格上昇などの申出があった場合の契約変更協議については約款に沿って行わなければならない、申出を受けた発注者は誠実に協議することが義務ですよといった、少し厳しい形での法令改正が昨年度施行されている状況でございます。

次のページになります。

17ページが、その具体的なガイドラインというか解説になりますけれども、先ほどありましたように、受注者から注文者に対して、これこれこういう形で物価上昇、労務費などが上がっているといったものが示された場合については、発注者と、それから受注者でよく協議を行い、それに基づいて、中身の確認は当然必要でございますけれども、適切な額について契約変更を行うようにといったような形のものが示されており、まず誠実に協議を行うとい

ったところが出発点と示されているところでございます。

18ページ目は、今度は国土交通省ではなく公正取引委員会が、昨今、民間企業に対しても、非常にそういった形で発注者優位で進めては駄目ですよと、受注者、下請業者からの申出に対して適切に対応するようにといったことを示しているような資料になります。

19ページからが、現在、工事会社、施工会社との契約を行っている契約約款のものになります。先ほどありましたとおり、今回の工事については、伊奈町建設工事請負契約基準約款というものを用いております、その中に第26条といった形で、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更といった条項が定められております。幾つかのスライドの種類がございますけれども、今回、6項目として上げられているインフレスライドの適用について、受注者からも申出が出ているといった形でございます。

20ページ目は、このスライド条項の今の条文のものについて、特徴を簡単にまとめたものといった形になりますので、割愛させていただきます。

21ページ目は、そのスライドの額を適用する際に、こういった形で適用していくかという形の参考資料になりますので、こちらについても細かい説明は割愛させていただきます。

22ページ目になりますけれども、これら物価スライド、どのぐらい上がったかといったものについては、それぞれの事業の中でどれだけ上がったかを適切な資料で確認することといったふうなことが通知されておりますが、ここで示されておりますのは、内閣府でいろいろな、特に大型のPFI事業のようなときに、こういった指標というものを一つの目安として物価上昇を捉えたり認識したりしてくださいといったことで具体的な指標が例示されております。

この中で、建築工事に関連するものと、下のほう、建設工事費デフレーターという国土交通省が発行している指標、あるいはその下、建設物価調査会というところが毎月発行しております建築費指数、こういったものの指標を見ながら物価上昇の妥当性について判断するようにといったものが内閣府からも提示されているといった形になります。

説明は以上になります。

○青木久男委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 説明のほう、続きをさせていただきます。

23ページの資料をご覧ください。

先ほどの説明の追加といたしまして、令和7年6月26日に総務省から各地方公共団体宛てに発出されたものになっております。地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に

向けた更なる取組についてという通知でございますが、こちらの内容につきましては、過去の総務省の通知や閣議決定を踏まえて、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇の適切な対応等についてしっかりお願いするというような依頼の文書という内容になっております。こういった部分で、総務省からも我々に通知が来ているものになっております。

続きまして、資料25ページをご覧ください。

こちらが物価スライド指数、そちらの考え方になります。物価スライドの指数組立方針、こちらの案なんですけれども、3項目に整理をさせていただいております。

1つ目ですが、建築設備につきまして、材料、労務、運搬・機器、こちらに分けて、適切な指数を採用してスライド額を算出するという予定です。

2つ目です。個別に指数が公表されているものや、特に著しい価格上昇が見られる項目に以外は、建設物価調査会が毎月公表している建設費指数を基本とします。

3つ目でございます。設備機器のうち、価格上昇が著しい機器、こちらにつきましては、メーカー価格改定（公式情報）等を基に、本工事機器に応じた指数とさせていただきたいと考えております。

下のほうの表が、これを項目ごとに表に分けたものになっております。

以上の考え方を基にスライド額を算出いたしまして、これを基に補正予算案を作成予定となっております。

説明は以上でございます。

○青木久男委員長 ただいまの説明事項について、委員の皆様から何かございますか。

富井委員。

○富井篤弥委員 ご説明を今伺った中で、昨今インフレとかが定常的になっているというご発言、ご説明がございました。伊奈町の19ページですね、伊奈町建設工事請負契約基準約款のインフレスライドに関する条項、6項を見ますと、予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、全各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができるというところなんですけれども、この昨今の最近のインフレーションというのは、ある程度予期できたものなんじゃないかなというのが率直な感想ではあるんですけれども、今回のこの件については、予期できない特別な事情による急激なインフレーションに当てはまるのでしょうか。これについて伺えればと思います。

○青木久男委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長　こちら、インフレスライドの適用ということですが、例えば労務単価、そちらにつきましても2023年から上昇率がかなり上がっております。特に2025年につきましても、過去11年間で最大の伸びとなっているというのを客観的な指数で検証をさせていただいております。これは国土交通省の公共工事設計労務単価をベースに分析したところなんですけれども、例えばそういうところでありませうとか、設備の関係なんですけれども、いろいろな法改正等に伴う機器の設備の仕様変更とか、そういったものとかもあった関係もありまして、そちらにつきましても軒並みメーカーの仕入れの金額が上がっているような状況というのもいろいろ分析はさせていただいているところですが、全体としまして、建築業界の総合的にいろいろな物価に関わる部分、労務単価とか先ほどの設備のお話とか、部材の話もあるんですけれども、そういった部分もかなり上昇しているところを鑑みますと、今回インフレスライドという部分についても、やむなしと我々は考えているところがございます。

以上です。

○青木久男委員長　富井委員。

○富井篤弥委員　承知いたしました。

労務単価というのはなかなかこれは厳しい話だなというのがあるんですけれども、建築資材物価指数もかなり高くなっている中で、こういうインフレの上昇というのはある程度見込めるかと思うんですけれども、基準日以前にそういう建築資材とか設備を手配するなど、何か金額が上がる前に資材を押さえる努力など、そういうことはされたのでしょうか。これについて伺います。

○青木久男委員長　DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長　本事業なんですけれども、設計から施工までのデザインビルド方式という一括方式で、長期間にわたる事業期間になっておりまして、複数年、4年強なんですけれども、そちらの上昇率を計算した上で事業者側がそこまでを見ることはなかなか難しいという部分がございます。単年であるとか2年契約みたいなところだと多少あるのかもしれないんですが、今回につきましても、規模感というか工期が長いものになっていると、なかなかそういう予測は難しいと考えております。

○青木久男委員長　富井委員。

○富井篤弥委員　分かりました。

率直な疑問ではあるんですけれども、この60億9,471万円というものは、特にそういうイ

ンフレの上昇とかは見込んではないんですかね。

○青木久男委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 こちらの当初の契約の部分で、このスライドの部分というのは設計と施工があるんですけれども、工事に係るだけに、約款の規定上は工事だけ見えています。工事の部分に係る50億円強の部分が対象の部分ではございます。なかなか当時の部分で、契約の中ではこのスライド条項というのがもともと入っていた部分もございまして、将来の負担を見越した部分を契約金額に、当初の金額に入れた形では見ていない、このスライド条項で対応みたいな部分ですね、契約金額ではそういうふうな見方になると思います。将来上昇率までは見ていないという解釈になっています。

○青木久男委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 事情については把握することができました。

取りあえず以上になります。

○青木久男委員長 ほかに。

佐藤委員。

○佐藤弘一委員 この契約で、町内業者を使うという話になっていると思うんですけれども、その辺の説明をお願いできれば。何でかという、伊奈町でも大きいところと小さいところがあると思うんですよね。大きいからとそこに出したんじゃ公平性が保たれない。でも、そうかといって、これを佐藤工業株式会社が下請で、おたくでやってくれませんかといった場合に、いや、うちは忙しいからできないという業者もいるかもしれないと思うんですよ。前から受けている。そういった形で、公共事業で1年、2年先のことですから、多分皆さんはある程度予定は組めると思うんですよね。だから、その辺の状況と、あと人の関係もあるし、先というのは分からないことが出てくると思うんです。その中でまたスライドとか物価高で対応して、これは私も事業をやっているから当然だと思うんです。ただ、その場合で、1つはだから下請業者がこんな形で今手配なり協議しているだとか、それには下請、また孫請とかがあんじゃないですか。それがどこまでどうなのか、そういった形、公共事業だからある程度透明性を持って幾らか、私たちは税金を使うわけですから知りたいわけです。お願いします。

○青木久男委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 こちらの町内事業者を下請協力会社ということでこの事業の中に入れていただくというのは、もともとプロポーザル、事業者選定の段階である程度

提案いただいております。佐藤工業株式会社へ、例えば町内事業者で何億円、下に費用として下請で出す予定ですという部分は、こういう項目についてというのを一応いただいております。それについては私どもでも、例えばある程度期限を切った形で、今の発注状況はどうですかというのを、こちらでも確認はさせていただいている。町内事業者をどれぐらい今使っているのかというのは、ある程度のスパンで確認はさせていただいているところでございます。

今回このスライドで当然、例えば契約金額が上がると。そうすると、下請の事業者にも当然その労務単価に合わせた形で下請金額、町内事業者に発注すべき金額もその分しっかり上がっていただくような形で、こちらもそういうお話をさせていただくという部分がございますので、そういった部分ではしっかり今後も発注状況はこちらでも確認させていただいた上で、適切に転嫁していただいているかどうかというのもこちらでは確認を進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○青木久男委員長 佐藤委員。

○佐藤弘一委員 やっぱりかなり皆さんも波があると思いますけれども、町内業者の優先というのもあるし、そういった形で。そういう話は最初から出ていて、条件というか、やっていましたけれども、私も確認のためというかね。後で終わってからひどかったよとか、そういううわさが出ないように、ちゃんと。物価高だとかそういうのは皆さんも分かっていると思うんで、それなりの事業運営をきちんとやってもらって、納期もある程度確定して。

それで、言葉は悪いですけども、業者でも、過去に上尾市でも大手が潰れちゃった業者もあるわけですけどもね。そういうことを加味すれば、いつ何が起きるか分からないというのも、地震災害じゃないけれども、ありますから、その辺慎重にということは、それをお願いしたいと思います。

○青木久男委員長 山野委員。

○山野智彦委員 労務費や材料費が上がっているというのは当然理解はするものの、そもそも政府が売上げも伸びていないのに最低賃金を引き上げたこととか、働き方改革として働く時間を制限するようなこと、それから借金を増やし続けて円安を招いていること、政府がやっていることが原因であるので、問題はこの高騰分を負担するのが町民、現在の町民及び将来の町民が税金で負担しなければいけないというところがあります。ですから、議員の立場とすれば、上げ幅について説明は聞き、理解はしなければならないものの、根拠についてどれ

だけ正確なのかというところを何とか説明できるようにしたいという部分があります。

そういう意味で、この22ページの、さっき参照すると言っていた建設工事費デフレーターとか建築費指数とかというものが、どういうサンプルでどう調べているものとか、そういったあたりまで今度数字が具体的に出るときには説明をしていただく必要があるんですけども、その辺の対応は可能でしょうか。

○青木久男委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 22ページで指数をいろいろ列記させていただいた部分、こちらについての算出の根拠というんですか、そちらは改めての機会のおきにお示しさせていただきます。

以上です。

○青木久男委員長 山野委員。

○山野智彦委員 それから、この全国一律とか47都道府県県庁所在地という地域のデータということになっているわけなんです、いわゆる民間の工事費の部分と自治体が行っている工事費の部分で私は違いがあるのではないかなと思っています。要は、自治体向けは、入札等はやりませけれども、多分恐らく高めに出ているという懸念があって、そういう意味では、民間と自治体向けとのデータの区分があるのかどうか、そこはいかがでしょうか。

○青木久男委員長 株式会社山下PMC、小倉哲氏。

○小倉 哲氏 株式会社山下PMCの小倉から説明させていただきます。失礼いたします。

今お話のありました建設工事費デフレーター、それから建築費指数については、官民合わせた事業についての統計データということで公表されております。物によっては、発注者別に単価を分けて公表しているような指数というものもあるんですけども、ただサンプル数が大分少なくなってしまうことによって、結構データにばらつきが生じてしまうような場合がありますので、そのあたりについては、今後この中身についてどういった指数かということをご提示させていただくときに併せて比較ができるかどうか、そういったことで併せて検討させていただければと思います。

以上です。

○青木久男委員長 山野委員。

○山野智彦委員 ありがとうございます。

PMCのお立場として、いろいろな自治体等の工事をたくさん見てこられていると思うんですけども、そういうPMCの観点から見て、民間と自治体との違いなど感じるものとか

はありますでしょうか。

○青木久男委員長 株式会社山下PMC、小倉哲氏。

○小倉 哲氏 株式会社山下PMCの小倉でございます。

現在、私たちは、官庁、自治体の発注業務、それから民間工事の発注、どちらも発注の支援などで関わらせていただいておりますけれども、例えば材料費、1つコンクリートの単価ですとか鉄骨材の単価などについて見たときに、官庁工事と民間工事でその単価が異なるといったことについては、それについてはございません。ただ、一般的には、公共工事のほうを使う材料に対する規定ですとか、そもそもの安全性、耐震性みたいなグレード感について、少し基準が高めに設定されているという場合はございますので、結果として見たときに、少し公共工事のほうがいいグレードのものでできているといったことはあるかと思っておりますけれども、個別の同じ部材についてはほぼ同じ単価で契約されているように理解をしております。

以上です。

○青木久男委員長 山野委員。

○山野智彦委員 その流れで、労務費についてはどうでしょうか。最近の公共工事は、土日、週休2日制をうたっているんですけども、かえって高くなるのではないかなという気もしないでもないんですが、労務費につきましてはいかがでしょうか。

○青木久男委員長 株式会社山下PMC、小倉哲氏。

○小倉 哲氏 株式会社山下PMCの小倉でございます。

労務費につきましても、建設の作業員というのは、特に建築工事の場合ですと、今日コンクリートを打っても、あしたも同じようにコンクリートを打つという形ではなく、例えば今日はこの現場に行くけれども、あしたは別の現場に行ったりという形で、いろいろな現場を渡り歩いているような形のものが通常になっております。そういった中で、公共工事のところだから賃金がよくて、民間工事だから割が合わないといったようなことについては、今のところ私たちではそういう把握、理解はしていないところでございます。

以上です。

○青木久男委員長 山野委員。

○山野智彦委員 分かりました。

じゃ、できるだけデータをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○青木久男委員長 ほかにございませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 20ページのところです、先ほど株式会社山下PMCのご担当者が少し説明を省略されたところなんです、この③のインフレスライドが今回の対象の制度ということで、特にこの残工事費の1%という表が、左のほうを見ていくと受発注者の負担ということで書いてあるんですけども、受発注者共に1%と読めなくもないんですが、めくった21ページが一番下の図表辺りはその辺を示しているかと思うんですが、この見方、考え方、その1%の取扱いについてご説明をまずいただけますでしょうか。

○青木久男委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 こちらの残工事費の1%が、これは事業者側が、例えばスライド金額が全体として何%上がったので、契約金額との乖離があるので、この金額だけがスライドの対象ですとなった部分のうち、そのうちの1%、上がった部分のパーセントの1%の部分が、事業者が元々負担すべき金額ということになります。その1%から上がった何%かが、それが町で負担すべき金額ということで、事業者側も1%、そのスライド分については負担していただきますよと。伸び率の1%については負担していただきますというような規定になっております。

○青木久男委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 今室長がおっしゃられたのが、伸び率が上がった分の1%と聞こえたんですけども、20ページの表を見ると、残工事費総額の1%と読めるんですが、それで大きく違いが出てくるんですが、どちらでしょう。

○青木久男委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 失礼しました。私の発言が誤っておりましたので訂正します。

残工事費の1%ということになります。

○青木久男委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 分かりました。

大量な資料なんで、この数分で全部読み込むことはなかなか難しいんですが、指数の組立て、指数の考え方、25ページですね。先ほど来ご説明いただいているこの指数を使ってというのが基本的な考え方になろうかなと思うんですけども、この下のクリーム色のところといますか、この設備とか機器というのは、どうなんでしょう、株式会社山下PMCの経験からでもいいんですが、その指数でやっていくのが適切、極端に言えば伊奈町にとって利益

があるのかどうかとお考えいただいたときに、実態、佐藤工業株式会社が手配される金額の変動、どちらで考えていくのが伊奈町のためにはよろしいものか、もし分かれば、ご判断ができればと。今確定じゃなくても、一般的なお考えでいいんですが。

○青木久男委員長 株式会社山下PMC、小倉哲氏。

○小倉 哲氏 株式会社山下PMCの小倉でございます。

これから今この中身については調整中、協議中というところもございますので、少し一般的な形で説明をさせていただきますと、最近この設備の機器などについては、特に今回、伊奈町で建てる庁舎の規模というのはもう1万平米に近い、割と世の中でいっても大型の施設になってまいります。そういった大型の建物になってきますと、なかなか使う設備機器などについても特注品であるとか、この建物の規模に合わせた個別製作品といったものが多く使われるような形になっております。そういった機器については、一般的には世の中で物価変動で示されているような上昇率よりも高い上昇率の価格改定というんですかね、個別生産なので定価が決まっているわけではなく、個別に価格が表示されるような場合が多いんですけども、そういった観点で、一般的な指標よりは、よりもう少し高い指標で金額が上がっているんですといったことをメーカーからゼネコンに出される場合が多いように私たちは理解をしております。

以上です。

○青木久男委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 そうしますと、特殊なものといいますか、小ロットのような製品は指数で考えていくのが妥当かということかと思うんですが、逆に蛍光灯のライトバーとかというのは汎用性のもも随分使うかと思うんですが、今、特に2027年の蛍光灯の廃止に向けて随分市場が混乱しているという話を聞いているんですけども、そういったもの、もう2027年にそういうことが起きるといのは分かっているので、今、既にそういった買占めだとかがあるんじゃないかというふうなうわさも聞くんですけども、そういった事前に対処しておくみたいなことも可能な部分はあるんですかね。いかがでしょう。

○青木久男委員長 株式会社山下PMC、小倉哲氏。

○小倉 哲氏 株式会社山下PMCの小倉でございます。

先ほど来お話のありました事前に調達がどこまで可能かというものについては、一概に言い切れない部分はあるんですけども、今設計の最終段階でございますと、図面もまとめている段階、また行政協議についても最終盤という段階でございますと、いわゆる最終的に決

まった品番で、これで何個ですと確定的に発注できる段階まではまだ至っていない部分がございます。ただ、既に、今回の場合ですと、施工する佐藤工業株式会社、ゼネコンが契約として決まっているというところがございます、そういった佐藤工業株式会社が先ほどありましたようないろいろな協力会社に、この時期にこういう工事をしたいから何人ぐらい確保したいですよとか、これだけの材料について物量を調達したいんですといった大枠での意向は伝えているという部分においては、その効果というんですかね、そういったものを事前に押さえられるような努力は進めていると理解しております。

以上です。

○青木久男委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 まさに株式会社山下PMCが入っていただいたおかげがあるのかなと思うんで、引き続きお願いします。

○青木久男委員長 ほかに質疑等ございませんか。

仲島委員。

○仲島雄大委員 1点だけ、25ページのような資料を出していただく際に、例えば労務費は標準労務単価が国土交通省と、2024年度、2025年度の平均という形になりますけれども、私たちはこのスライドというか物価の指数が分からないんで、経年変化でどれくらい上がってきているのかなというのが、先ほど富井委員が予期せぬという言葉を使っていましたけれども、予期せぬという形だったら、上がり方が急激になっているとかというのが判断しやすくなるもんですから、できれば過去の変動状況を合わせて出してもらえると、私たちは判断しやすくなるんじゃないかなと思いますんで、できるだけ本体のものとそれに付随した参考資料みたいなを出していただけると大変助かるなと思いましたんで、それは私の希望という形になりますので、ぜひご検討いただければと思います。

以上です。

○青木久男委員長 ほかに発言等ございませんか。

富井委員。

○富井篤弥委員 最後に1点だけ伺いたい点があるんですけども、20ページのインフレスライドの表の中で、再スライドのところに賃金水準が変更されるたびに適用可能という文言があるんですけども、何か今回、契約から1年2か月でインフレスライドを行いたいというお話だと思うんですけども、これは再スライドに当たって何か制約とかそういうものがあったりするんでしょうか。

○青木久男委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 スライドの例えば回数制限等は、特にこの部分では規定がありませんので、例えばやはり物価上昇がまたさらに加速度がついていくような状況があった場合、そういった場合に事業者から申出があった場合は協議するということにはなるかと思います。また、その協議については、国からの通達の中でも、適正な価格転嫁についてはいろいろ指導というかお話が出ている部分ではありますので、あとはいろいろ総合的な判断になってくると思うんですけれども、一旦例えばそういうインフレが今後進むという状況があるならば、また申出があった場合については同じようなお話をさせていただく場合もあるかと存じます。

○青木久男委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 分かりました。

今回の件では、11月にちょうど最低賃金が上がったということもあると思うんですけれども、そういう中で、令和7年度、令和8年度、令和9年度で多分最大で3回ほどインフレスライドが起きてもおかしくない、そういう可能性も含めて我々は考えるべきと、そう考えるべきなのではないでしょうか。それについても伺えればと思います。

○青木久男委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 可能性で申し上げますと、そういうことはあり得ると思います。ただ、そもそもの対象が残工事費の部分になってきます。ですので、工事が進むことによって残りの母数が減っていきますので、対象の金額はだんだん少なくなっていく、年を経るごとに少なくなっていくというのがベースとしてはございますので、その辺はご理解いただきたいところではございます。

以上です。

○青木久男委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 分かりました。ありがとうございます。

○青木久男委員長 ほかに質問等ございませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 1点だけ聞き漏れたんで教えてください。

このスライドインフレを適用する基準日、受発注者協議の日、先ほど補正予算の提出を検討しているということだったんですが、基準日はいつを予定されておられるんですか。

○青木久男委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 現在、協議の下打合せをずっと進めているところではございます。両者合意に至った場合につきまして、速やかにその協議の正式な書類を頂きまして、それをもちまして予算編成に入っていくと。会期中のどこのタイミングになるか、なるべく早くお出ししたいと思うんですが、今現在でいつというところまでなかなか申し上げにくいところではございます。ただ、速やかに協議をまとめまして、また今度は議案として、参考資料等もそろえた形でご審議いただければと思います。

○青木久男委員長 武藤委員、よろしいですか。

○武藤倫雄委員 はい。

○青木久男委員長 ほかに質疑等はございませんか。

議長から発言が求められております。

○上野尚徳議長 オブザーバーということですので、今まで控えていたんですけれども、大きく1点だけ、今回デザインビルト方式ということで、先ほど来、施設概要のところでもお話があったんですけれども、その中でまだ仕様が決まっていなかったのかなという部分が、例えば非常用発電機にしても、容量だとかそういう部分だとかというもの、細かい部分がまだ決まっていなかった部分もあるのかなとも感じられるんですけれども、そもそも論として、インフレスライド、上がる部分に関しては契約の中で粛々とやっていただくしかないのかなというところは理解するんですけれども、現時点で詳細見積りが詰まっていない、決まっていない段階で、例えば労務費の部分、労務単価、歩掛かりの部分、それと資材の部分、そういったところでいろいろと分けて、物価上昇等を決めて診査していただくことになると思うんですけれども、ここはプロである株式会社山下PMCに町民目線で、町目線でしっかりと精査していただきたいところなんですけれども、その詳細の部分が、今、合計金額と、あと詳細の部分が、合計金額は決まっているとして、詳細の項目だとかそういう部分の分かれたところでの金額が決まっていない中で、今これから見積り、設計からするという事なんで、決まっていないはずだと思うんです。

そういった中で、その金額というものが今の段階でしっかりと我々が町民の皆さんに説明できるような内容でご提示していただけるのかどうかというところが一番心配なんですけれども、その辺いかがですかね。詳細見積り等を今度インフレスライドの金額を決める際には、そういった部分の詳細の見積りであって、こういう項目で幾らかかる、人件費は幾らかかる、材料は幾らかかる、あとコンクリートが幾らかかる、鉄骨が幾らかかる、そういったものとかを踏まえた形でお示ししていただければ説明ができるのかなと思っております。

また、先ほどお話にもあったんですけれども、今回だけじゃなく、もう1年スライドになるというふうな話になったときに、残工事がどこからどこまでの今期の部分でやりましたよ、またスライド前の部分でこうやりました、今回のスライドでこうやりました、最終的にここが残ってここもスライドします、そういったすみ分けというのも、今の段階じゃできないんじゃないのかなと思うんですけれども、今のこのタイミングで、やられるのはやられるのでいいんですけれども、しっかりとそういう精査ができる状況なのか、その辺をお聞かせいただきたいんですけれども。

○青木久男委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 4時14分

再開 午後 4時15分

○青木久男委員長 休憩を解いて会議を開きます。

株式会社山下PMC、小倉哲氏。

○小倉 哲氏 株式会社山下PMCの小倉から説明させていただきます。

今、確かに設計の最終段階まで来ている。それに対して、再度詳細な見積書というものを並行してつくっていったような状況ではございます。ただ、今回、デザインビルドということで、初めから設計と工事を一括して発注する前提で発注をしておりますので、この今の計画案を決めたときの当初の見積書というのが、少し精度が粗い部分はあるんですけれども、その見積書についてはきちんと調べております。それをベースに、この間基本設計、実施設計でその精度を高めてきたという形になっておりますので、大枠の部分については、今全くその情報がないということではございませんで、最後の段階での微調整が入るものはあるんですけれども、大枠の骨格については、先ほどありましたどの工事に大体幾らぐらいだったとか、コンクリートの物量が大体このぐらいであるとか、そういったものについては、一旦ベースとなる材料はございます。ただし、今設計を固めた段階で、もう一回そこについての最後、調整などを今並行してしているというのが前提の条件でございます。

今回やはりデザインビルドで発注した中で、なるべく工事の着工についても設計が出来上がったら速やかに進めていきたいという流れもございますので、そこが同時並行ではあるんですけれども、今持っている材料をベースにしながら、このインフレスライドの金額の中身

の確認などについては進めていくようなことを検討しております。並行して、今の最終的な精緻化された図面に基づく見積書というのがまとまりますので、先ほどありました工事段階に入ってからの残工事のスライドですとか、残工事がどこまで残っているかというのは、そちらを今度基準にしながら中身を確認していくという形で想定をしております。

以上です。

○青木久男委員長 議長。

○上野尚徳議長 先ほど議案化されるというようなお話があった上での質問だったんで、オブザーバーとしてなんですけれども、質問させてもらいました。

それで、じゃそういった意味では、議案化されるまでには、もともとつくってあった、少し粗いというような部分も、今詳細につくり直して詰めてくれているということなんですけれども、労務単価が、労務単価というよりも何人工、人工という形になるんですかね、歩掛かりの部分がどれぐらい見えて、人件費がこれぐらいですよ。それで、鉄骨、骨材だとかそういう部分だとかというのも分かるようになって、それを基に精査して、議案として提出していただけるよと。そういう意味では、労務費の部分も、それが分からないと、働いてくれている人の労務費、賃金を確保する、その人たちが今度増えなくちゃいけないわけだと思うので、そういったところが今後ちゃんと仕上がっているんですか、今回上げた部分はちゃんと労働者の人に、働いてくれている人に還元できていますよという部分を分かるためにも、その辺は把握しておかなくちゃいけない部分だと思いますので、議案のタイミングではそういうものが出てくるという認識で今の話だと大丈夫ということによろしいですかね。

〔「ちょっと休憩いただいてもよろしいでしょうか」と言う人あり〕

○青木久男委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 4時19分

再開 午後 4時37分

○青木久男委員長 それでは、休憩を解いて会議を開きます。

先ほど議長や委員の方から話がありました、住民に分かりやすい根拠というものの案を添えたものを、どういうものかおっしゃっていただいて、早いうちに出していただきたい、それで補正予算の参考資料として添付していただければ、なおありがたいということなんです

けれども、いかがでしょうか。

○青木久男委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 住民の方に分かりやすい資料ということで、こちらも精いっぱい資料の作成をさせていただいた上でご提示させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○青木久男委員長 委員の方、ほかにご意見ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木久男委員長 ないものと認めます。

ここで執行部及び参考人の退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時38分

再開 午後 4時38分

○青木久男委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本日予定されていた内容は全て終了しました。

閉会の前に、川内副委員長より挨拶をお願いします。

副委員長。

○川内雅人副委員長 皆様、お疲れのところ、活発な議論ありがとうございました。

○青木久男委員長 これをもって閉会とします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 4時39分